

# 救急救命士養成校（所）修了生の表彰に関する規程

一般社団法人日本救急救命士会

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人日本救急救命士会（以下、本会という。）が行う救急救命士養成校（所）修了生の表彰に関して必要な事項を定める。

（表彰の目的）

第2条 表彰は、救急救命士養成校（所）の課程を修了する修了生の優れた人間性と、学業における優秀な成績を本会が評価し、今後救急救命士としての更なる人格の陶冶と学術技能の研鑽を奨励することを目的とする。

（表彰の名称）

第3条 表彰は、一般社団法人日本救急救命士会学業優秀賞と称する。

（表彰の対象）

第4条 表彰は、当年度、救急救命士養成校（所）を修了する者で、在学期間を通じ学業が優秀であり、他の模範となる優れた人間性を兼ね備えた者を対象とする。

（表彰の数）

第5条 表彰は、原則として、救急救命士養成校（所）1校に対し1年に1名とする。  
2 同一施設に複数の課程が併設されている場合は、1課程に対し1名とする。

（表彰の申請及び決定の手続き）

第6条 申請手続きは、必要事項を記載した推薦情報又は推薦状を電磁的方法もしくは郵送等によって、それぞれの養成校（所）から本会事務局へ送信又は送付し、本会事務局が受信又は受領を確認したことで申請完了とする。  
2 前項の養成校（所）からの推薦を受け、総務委員会で発議し、理事会の承認を得て決定する。

（表彰の方法）

第7条 表彰は、救急救命士養成校（所）の学位記授与式等において、会長名の表彰状を授与することにより執り行う。  
2 前項の表彰状に添えて副賞を授与することができる。

（規程の変更）

第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1. この規程は、令和7年1月29日より施行する。